

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)	
地域名 (地域内農業集落名)	相川地区 (相川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 12月 17日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・当該集落は、昭和59年から昭和60年にかけて区画整理事業が行われ、水稻栽培を基幹作として農業が行われてきた。 ・集落内の耕作者は50代から70代と年齢幅が広く、認定農業者は1名いるが、後継者不足や農業者の高齢化により、若い担い手の育成と確保が必要である。 ・集落外からの大規模農家(個人、法人)の入作を受け入れており、今後も集落外の耕作者に頼らざるを得ない状況である。 ・基盤整備事業完了から約40年以上が経過していることから、農業用施設(農道・水路)の老朽化により計画的な補修が必要になっている。 ・耕作放棄地が発生している農地があるため、周辺農地の営農に支障が生じる恐れがある。 <p>【地域の基礎的データ】農業者:7人(うち50歳代以下1人) 認定農業者:1人 新規就農者:0人 主な作物:水稻</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模については、現状維持を志向する経営体が多いが、規模拡大を志向する入作者の経営体も複数存在する。規模拡大に意欲的な担い手へ農地中間管理事業等を活用し、農地を集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図る。 ・集落内の農村環境を維持するため、引き続き多面的機能支払交付金を活用し、計画的に農道及び水路等の整備を実施し耕作放棄地の発生防止に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金の認定農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内外の認定農業者や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業を活用する予定はないが、集落や耕作者の意向を踏まえて多面的機能支払交付金を活用し、農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地の保全管理が困難になる可能性があるため、自治区並びに既存の多面的機能支払交付金の活動組織がサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内外の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り農業経営を維持できる体制をつくる。 ・耕作放棄地を防止するため、JAへそばの作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵等の鳥獣被害対策について、継続して管理をおこなっていく。
- ⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。